

## 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等の多機能型事業所について

障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）と、障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）との多機能型事業所については、それぞれの制度において補助を行うこととなります。その場合の多機能型事業所の補助基準単価及び交付基礎点数と、対象経費の実支出額の算出方法については以下のとおりです。

### ○補助基準単価及び交付基礎点数について

#### 1 障害福祉サービス事業にかかる部分の補助基準単価について

（社会福祉施設等施設整備費補助金において交付）

##### （1）本体工事費について

- ① 多機能型事業所全体の定員の間接補助基準単価を選定します。
- ② ①で選定した間接補助基準単価を定員で按分します。

→①で選定した間接補助基準単価を多機能型事業所全体の定員で除し、障害福祉サービス事業にかかる定員を乗じた額を本体工事にかかる間接補助基準単価とします。

##### （2）加算項目について

- ① 障害福祉サービス事業のみ加算される加算項目はそのまま加算します。
- ② 障害児通所支援事業等においても加算される加算項目については、（1）と同様に定員で按分して加算します。
- ③ 障害児通所支援事業等のみ加算される加算項目は加算しません。

#### 2 障害児通所支援事業等にかかる部分の交付基礎点数について

（次世代育成支援対策施設整備交付金において交付）

##### （1）本体工事費について

- ① 多機能型事業所全体の定員の交付基礎点数を選定します。
- ② ①で選定した交付基礎点数を定員で按分します。

→①で選定した交付基礎点数を多機能型事業所全体の定員で除し、障害児通所支援事業にかかる定員を乗じた額を本体工事にかかる交付基礎点数とします。

##### （2）加算項目について

- ① 障害児通所支援事業等のみ加算される加算項目はそのまま加算します。
- ② 障害福祉サービス事業においても加算される加算項目については、（1）と同様に定員で按分して加算します。
- ③ 障害福祉サービス事業のみ加算される加算項目は加算しません。

## ○対象経費の実支出額の算出方法について

原則、①障害福祉サービス事業を実施する部分、②障害児通所支援事業等を実施する部分を各々の床面積の割合で按分します。ただし、この方法により対象経費を算出することが困難である等の場合には、この限りではありません。

社会福祉施設等施設整備費補助金の対象経費

$$= \text{障害福祉サービス事業にかかる部分の床面積（共有面積（※1）を含む）} \\ \times \text{対象経費の実支出予定額} \div \text{全体の延床面積}$$

次世代育成支援対策施設整備交付金の対象経費

$$= \text{障害児通所支援事業等にかかる部分の床面積（共有面積（※2）を含む）} \\ \times \text{対象経費の実支出予定額} \div \text{全体の延床面積}$$

※1 共有面積に総定員数における障害福祉サービス事業の定員の割合を乗じて得た面積。

※2 共有面積に総定員数における障害児通所支援事業等の定員の割合を乗じて得た面積。

### <具体例>

生活介護事業所と放課後等デイサービス事業所の多機能型事業所を新築する場合の例

### <整備の概要>

対象経費の実支出予定額 200,000 千円      全体の延床面積 1,000 m<sup>2</sup>

### <施設面積の内訳>

生活介護事業所      専有面積 400 m<sup>2</sup>    定員 10 名  
 放課後等デイサービス事業所    専有面積 500 m<sup>2</sup>    定員 15 名  
 両事業所の共有面積 100 m<sup>2</sup>

### イメージ図

生活介護事業所	放課後等デイサービス事業所	共有面積
<u>専有面積 400 m<sup>2</sup></u>	<u>専有面積 500 m<sup>2</sup></u>	<u>100 m<sup>2</sup></u>
<u>定員 10 名</u>	<u>定員 15 名</u>	

#### ①生活介護事業所

$$\begin{aligned} \text{共有面積(生活介護事業所)} &= 100 \text{ m}^2 \times 10 \text{ 名} \div 25 \text{ 名} = 40 \text{ m}^2 \\ \text{生活介護事業所にかかる部分の床面積} &= 400 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2 = 440 \text{ m}^2 \\ \text{社会福祉施設等施設整備費補助金の対象経費} &= 440 \text{ m}^2 \times 200,000 \text{ 千円} \div 1,000 \text{ m}^2 \\ &= 88,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$

#### ②放課後等デイサービス事業所

$$\begin{aligned} \text{共有面積(放課後等デイサービス事業所)} &= 100 \text{ m}^2 \times 15 \text{ 名} \div 25 \text{ 名} = 60 \text{ m}^2 \\ \text{放課後等デイサービス事業所にかかる部分の床面積} &= 500 \text{ m}^2 + 60 \text{ m}^2 = 560 \text{ m}^2 \\ \text{次世代育成支援対策施設整備交付金の対象経費} &= 560 \text{ m}^2 \times 200,000 \text{ 千円} \div 1,000 \text{ m}^2 \\ &= 112,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$